

第十三回国会 人事委員會議録 第六号

(三三〇)

昭和二十七年三月五日(水曜日)

午前十一時五十六分開議

出席委員

委員長 田中不破三君

理事 田中伊三三君 理事 藤枝 泉介君

理事 淵上房太郎君 理事 平川 篤雄君

理事 井上 良二君

今村 忠助君 小澤重喜君

遠田實四郎君 西村 久之君

本間 俊一君 三宅 正一君

井之口政雄君

出席政府委員

内閣官房副長官 青野 義丸君

人事院事務官 瀧本 忠男君

(事務総局給與局長) 岸本 晉君

大蔵事務官 岸本 晉君

(主計局給與課長) 岸本 晉君

委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君

三月三日

委員平川篤雄君辭任につき、その補欠として中村又一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員中村又一君及び井之口政雄君辭任につき、その補欠として平川篤雄君及び木村榮君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員木村榮君辭任につき、その補欠として井之口政雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員平川篤雄君が理事に補欠当選した。

三月三日

第一類第二号

人事委員會議録第六号

昭和二十七年三月五日

全建設省労働組合九州総支部執行委員の減給処分に関する請願(前田榮之助君紹介)(第一一四九号)

長尾町の地域給指定に関する請願(玉置實君紹介)(第一一五四号)

大宮市の地域給指定に関する請願(川島金次君紹介)(第一一五五号)

本日の會議に付した事件

理事の互選

一般職の職員給與に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四一四号)

田中委員長 これより人事委員会を開会いたします。

まず理事の補欠選任についてお諮りいたします。一昨三日理事であられた平川篤雄君が委員を辭任されましたので、理事一名が欠員になっております。この際理事一名の補欠選任を行いたいと思ひますが、これは先例によりまして選挙の手續を省略し、委員長において御指名いたすに御異議ありませんか。

○田中委員長 御異議なしと認めます。それでは平川篤雄君が再び委員になられたので、平川篤雄君を理事に指名いたします。

○田中委員長 ただいまより一般職の職員給與に関する法律の一部を改正する法律案内閣提出第四一四号を議題として賛否を継続いたします。藤枝泉介君。

○藤枝委員 同僚の各位から非常に詳細に御質問がありましたので、大体盡きておと思ひます。重複するかも知れませんが、一處とりまじめの意味でなおお聞きいただいたと思ひます。

最初に今回の地域区分の改訂に基き、それに関連いたしまして官署指定の問題があると思ひます。給與法第十二条第四項によりまして、特別の事情のある場合に官署を指定してよいという事になっております。今回三百六十四市町村について變動がありまして、従つてこれに伴ひ官署指定の問題が出て来るのではないかとと思ひます。が、その点人事院としてはどのようにお考えになっておりますか、まずお伺ひいたしたいと思ひます。

○藤本政府委員 今回人事院は地域区分の改正につきまして意見の申出をいたしましたわけでありまして、今回新たに一級地となつてあるのは格上げされた地域との付近に官署というようものがあつたります場合には当然問題にならうかと思ひます。もちろん官署指定という事は、非常に必要があるというふうに感じておる次第であります。しかしながら、官署指定にはおのづから限度がありまして、これを抜け道に使うというふうなことは、おそろしくむづかしいのではなからうかと考えております。人事院といたしましては、官署指定をいたします際に、一応の基準をいたしまして、ある地域給のついておりま

つきまして、しかも勤務いたしてあります職員が大部分が、そういう高い地域給の支給されます地域から通勤しておる場合に、これを官署指定しなければならぬというふうな考慮しております。北海道のような非常に広汎な地域におきましては二キロというような基準は、必ずしも立てがたいと思ひますので、これは事情に依りましてある程度広げる必要があると考えております。いづれにいたしまして、現在各官署に照会を致しまして、そういう官署指定の必要のある官署の調査をいたしておりますので、この調査結果に基づきまして、官署指定を行いたいと思ひます。

○藤枝委員 ただいまの御答弁で大体わかつたのでありますが、私も今給與局長が言われたように、この地域区分を法律の別表で規定しておりますにもかかわらず、官署指定というようないふことで抜け道にされることはいけなではないかと思ひます。従ひまして、この官署指定は十分慎重におやり願ひたいと、希望いたす次第でございます。

ただ今のお話の中にもあつたのでありますが、二キロというようないふ形式の基準だけでおやりになることは、実情にそぐわないこともあるのではないかと、その辺のところは十分実情に即して指定していただきたいと思ひます。けれども、官署指定が地域区分に漏れたものの抜け道に使われるようなことは、私どももいたしまして、せつかりこの地域区分を法律事項といたした

趣旨に反しますわけでございますので、その点は十分慎重に願ひたいと思ひます。

ところで、今人事院の方からお話がありましたように、今回の地域区分の改訂に伴ひまして、官署指定という問題が起つて参ると思ひます。いまだ具體的にどれだけの地域、どれだけの官署について、またそれに要する金額がどれだけという事はわかりませんが、ぬと思ひますが、当然三百六十四市町村につきまして地域区分が改訂されたのでありますから、それに伴ひ官署指定の問題が起つて参ると思ひます。であります。これに對しまして大蔵省側といたしまして、その財源の処置について、いかうにお考えでありますか、この点を大蔵省側から御説明を願ひたいと思ひます。

○藤本政府委員 官署指定の問題は、ただいま人事院から説明のありました通り、今回の勤務地手当の支給地域に關連して、その跡始末と申しますれば、技術的にやういふ程度やらなければならぬ制度だろと思つております。従ひまして、勧告がどの程度の規模、範圍で出て参りますか、まだ私もよく承知いたしておらないのであります。けれども、少くともそうした技術的にどうしても補正しなければならぬという問題でございますので、この点につきまして財源措置をどうするかという事は、その勧告が出てみなければわからないのであります。さしたる、予算実行上で得る限り考慮して

参りたい、かように考えております。
現在法律案で提案されております勤務地区分の改訂に要します費用は、大体七億円と申し上げておるのであります。これも一応の推測でございます。今回の整理によりまして、人員の地域的な分布であるとか、あるいは平均給、こうしたものがこれから移動して参るだろうと予想しておるのであります。必ずしも七億円程度そのまゝいかどうかということも疑問でございます。いずれにいたしましても、こうした両方取合せて考えてみまして、予算実行上できるだけ考慮して参りたい、かように考えております。

○藤枝委員 まだ具体的な数字が出て来ないので、お答えはしにくいと思ふのであります。しかし当然、今回の地域区分の改訂に伴つて問題が起つて参ると思ひます。妥当な、また理論的に当然考へて来なければならぬところの官署指定については、大蔵省といひましたも十分財源の点を御考慮願ひたいと考へる次第でございます。

なお、これに関連いたしまして、きようは自治庁あるいは地方財政委員会の方々が御見えになつておりませんので、官署副長官なり給與課長からお答え願ひたい、あるいは筋が違ふかと思ふのであります。一応のお考えだけ伺つておきまして、あらためてその方面の当局にお伺ひいたしたいと思ひますが、今申しましたように、官署指定といふことは当然起つて参る。そういたしますと、国家機関が指定されまゝすると、おそらく県あるいは市町村に於いても、その地域にある公署といふか、地方の機関につきまして、官署指定に準じた手段をやるのではないか、

また当然それはやらざるを得なくなると思ふのでございますが、この地方の自治体が、官署指定と申しますか、公署指定と申しますか、その地方機関を指定するために必要な財源について、国としてどのようなお考えを持たれるか。平衡交付金の中に、そういったものを算定の基準として考へるかどうか、この点をあなたにお答えができましたら、一応国としての考え方だけでも、お答えを願ひたいと思ひます。

○菅野政府委員 今回の人事院の意見によりまして、地域区分が改訂になりまして、その結果これに準ずるであらうところの地方公務員の地域給が、どのくらいかかるかと申しますと、増加が約七億程度でございます。ちやうど国家公務員と大体同じような額になるのでございます。この七億につきましては、二十七年年度の平衡交付金一千二百五十億円で、十分まかなつてある程度になつておると考へております。従ひまして、官署指定も従来と同様のものとしてございしたならば、平衡交付金の中に財源は十分あるのではありません。財源の点について、地方公務員の地域給を制限するといふようなことは、まずないと考へております。

○藤枝委員 原則論はわかるのでございますが、もう一度念のために伺ひたいいたします。もちろん国の官署指定の仕方いかんにもよると思ふのであります。これが非常に少ないものであるかどうか。まだ人事院の方でははつきりわかつていないようでありまして、今のお答えによりまして、従来程度の官署指定の方式から出て来るならば、来

年度の平衡交付金の一千二百五十億の中で、大体地方の公共団体が官署指定に準じた方法をとつても、まかなえるじやなからうかという御意見と承つてよろしくございまいしょうか。

○菅野政府委員 仰せの通りでございます。

○藤枝委員 それから、これは岸本さんの方でおわかりかどうか、もしおわかりになりましたら、お知らせ願ひたいのであります。国鉄と専売公社が、もしも今回のこの法案に準じまして、地域区分をかえるようなことがありといたしますならば、それに要する費用をどの程度にお見込みになつておりますか、その点をお尋ねいたします。

○岸本政府委員 国鉄につきましては、御承知の通り現在の勤務地手当制度は、全然公務員と異なつておりまして公務員の五%に当る地域は、現在国鉄においては勤務地手当を支給されてないわけでありまして、従ひましてその制度を前提といたしまして、今日の勤務地手当の勧告になつて調整を加えたならば、どうなるであらうという数字を計算いたしますと、大体二億五千万円程度ということになります。それから専売につきましては、ほとんど国家公務員の場合と同様であります。やはり公務員の場合と同様に級地が上るといふ計算で参りますと、大体二十四万五千円程度という数字になります。

○藤枝委員 大体官署指定の問題につきましては以上いたしました。これは、これは同僚の委員の方から、いろいろお尋ねがあつたのであります。もう一度念のために人事院にお伺ひしておきます。今回地域区分についての意見

の申入れをされ、目下法律案として私も審議しておるのであります。なおこのバランスと申しますか、さらに新たに指定をしてほしい、あるいは級地を引上げてほしいといふような問題が、全国的に非常に起つておるようでありまして、また今後といへども、いろいろな経済上の変化その他によりまして、おそらく地域区分を考へ直して行かなければならぬという問題があると思ひますが、人事院といたしましては、こういう形の地域区分の是正という問題について、どのような考へ方を持つておられますか、今後の方針をお伺ひしたいと思ひます。

○菅野政府委員 地域給の現在の形といふものは、これはもちろん各地におきまして公務員の実質賃金をひとしくしようといふことがねらいでありまして、その目的のために非常に大きな役割を果しておるといふふうに考へるのです。しかしながら一方におきまして、現在のようなり方をやつておる支障があるであらうといふようなことも、これまた副作用として出て参つておる点でございます。従ひまして、今回の地域給の追加勧告におきまして、そういう点を十分考慮いたしまして、たとえ一級地といふようなものを非常に多くするといふような方法が講ぜられておるわけでありまして、しかして将来にわたりますれば、やはりこの問題はもう少し根本的に考へてみる必要があるのではないかと考へておる次第であります。もちろん法律の命ずるところによりまして、地域給の研究といふことは絶えず人事院はやることに

なつておりますので、そういう研究を続けておるわけでありまして、次期給與ベース引上げの勧告をいたしますような機会におきましては、もう少し抜本的にこの問題を考へてみたいといふふうに考へまして、目下研究を継続いたしておる次第であります。なお現在のアンバランス等につきましても、十二分に研究いたしまして、いかなる事態になりましても、人事院として研究ができていないといふようなことではいけませんから、そういう面の研究ももちろん今後続行して行くつもりであります。

○藤枝委員 問題は二つになると思ふのであります。あつたアンバランスの問題その他につきましまして、これはもちろん常時調査をされては、非常に不合理な点がありましたならば、たとい少數の市町村であらうとも、これは意見の申出をさるべきだと私も考へます。この点の御研究は常時進めていただくべきものだと思ふのであります。

第一の根本的な問題は、もちろん今お話のありましたように、実質的に給與そのものの実額を引上げるようなことはできないと思ふのであります。おそらくベース改訂その他のときでなければ、抜本的な考へ方はできないと思ひますが、将来さういふ給與改訂といふような問題にからんで、地域給の問題は、ほんとうに真剣に取組んでいただきたいといふふうに考へるのであります。浅井総裁がいふ言われるように、まさに地域給そのものについて、非常にささやかな問題であります。これが全国的にこんな問題になりましたのには、結局今の地域給の考へ

○井上(良)委員 これは一体全体の由から、いろ／＼給與額によつて違ひましようけれども、どの程度のパーセンテージになつておりますか。

○岸本政府委員 税金につきまして

は、所得税法の規定の適用によつて、当然はじき出されて来るわけなのでございますが、俸給月額額の百分の二、つまり二%でございます。それから共済組合掛金につきましては、これは短期と長期とございまして、医療給付の面と年金給付の面と二つ共済でやつておりますが、それ／＼掛金が別でございまして、医療給付の面では最高千分の

三十八、三・八％、低いところは二・八％もございます。これは各組合によつて違います。長期掛金の方は、おおむね千分の四十、但しこの長期掛金を出すものは、恩給の国庫納金を納めておりません。

うなつておりますか。それは元から引いておりませんか。給與袋から差引かれてないのでございますか。

○岸本政府委員 俵給から直接差引くものは、一応法律または人事院規則にあらなければ差引できないということ

になつております。労働組合の納金につきましては、法律上は当然差引けるという規定はございませんので、現在俵給袋の表面上は差引いてはおりません。

○井上(良)委員 私聞いておりますのは、こういう公の当然差引かれる税金を別にしまして、実際の手取りという

ものが幾らになるか、その實際の手取りを対象にして勤労所得税なんかをかけるべきであつて、実は勤労所得税は給額に対しての増金になっておりま

すから、その面をもう少しめんどろを見てやらぬと、係給手当等いろいろ考えて対策を講じ、処置を講じまして、も、掛金の方でまた引かれておる、こういうことになつて、その上で實際手取りははるかに減つて来る、こういう事実がござりますので、その点を今伺つたようなわけであります、私は労働組合の掛金その他につきましても、これは大体労働組合法によつて組合をつくつております今日、当然係給から差引かれておるじやないかと、こういうふうな私どもも見まして、やはりそういう公のものが一体どのくらいになつておるかということも、もう少しお調べになつて、それらを対象にして所得税をどうするかという問題を一応検討されておかなければ、給與全体の上からやはり問題が一つ残つて来やせぬか、この問題は別に私どもは法律案として出しまして、当然この公租は別として、公課に対しては、税金を對象外にすべしという意見で私ども持ち出したと考へております。そうしなければ實際の手取りで生活をして行きますから、給與額だけはあつても、實際うちへ持つて帰るものははるかに減るということになつたのではたいへんでございますから、その減る分に対して税金をかけているのですから、實際の手取りに対して税金をかけて行くということに改めなければなりません。こういう点について給與局の方では、どういふふうにお考へになつておりますか、實際うちへ持つて帰る分に対して税金をかけるのが当然じやないかと思ひます。

○濫本府委員 今の御質問の趣旨は、むしろ税法の問題にならうかと思

うのであります。従いましてこれはまた大蔵省のその方面にわれ／＼の希望を申し述べたいと思ひます。

○田中委員長 ほか御質疑はありませんか。井之口委員。

○井之口委員 ちよつと人事院にお尋ねいたしますが、去る二月の二十九日に建設省で五名の不当な奇々怪々な餓首をやつてゐる事実がある。これは組合の執行委員長の阿久芽君と書記長の長瀬君と青年婦人部長の木森君と九州の青年婦人部長の野口君と中央執行委員の松岡君、こういう方々を不当に餓首してゐる。それを形は行政整理という名目でやつておられますけれども、しかしながらすでに去年の十一月二十五日に参議院の内閣委員会では建設省の小林文書課長からは、今度は首切らぬ、希望退職者だけ大休終つて、なま首は切らないというふうな証言もあつたし、なお十一月二十五日には、この阿久芽君や長瀬君は営繕部に働いてゐる人でありまして、営繕部はもとよりのこと餓首すべきではなくして人員も足らぬくらいでというふうな証言もあつたくらいです。しかるに今度この人たちに對して不当な餓首が行われてゐる。これはどうも納得しがたい。組合運動をやつてゐる人たちが、その組合運動のゆゑに餓首されるということになれば、實際現実において組合は翼賛会と同じになつてしまふ。決してそこにおけるところの官公吏の諸君の生活を守る組合でなくなつてしまふことは明らかであります。各月にはなるほど組合運動をやつてゐるから、これを餓首するといふふうになつておられませんけれども、實際上結果として現われて来るこうした餓首は、明らかに公務員の

権利を剝奪したところのやり方である、こういうものに対して人事院は、十分に身分を保障する義務があると思ふのですが、これを取調べておられますか、これに對してどういふ方針を持つておいでになるかということを開いてみたいと思ひます。

○濫本府委員 今のお話でございますが、はなはだ遺憾と存するのであります、私の方の問題をよく存じておりませんので、何とも申し上げかねる次第でございます。

○井之口委員 それでは今度人事院總裁でもひとつ出て来てもらつて、この問題は十分に答弁していただきとうござります。なお長瀬君に對しては、東北の局長が、職場において決して長瀬君は業務の關係が不良な人ではないといふような証言もしてゐるようであり、また、その点もよくお調べになつて、りつばな公務員として業務を遂行してゐる人が、組合の運動に携つたからというので、首にされてしまふといふようなことがあつては、全公務員の利益は守れないのであります。その辺よく調べて、そして今度總裁が来て御返事をしたいだらうに、ちやんとお取次ぎ願ひとうござります。きようはこれで終ります。

○田中委員長 ほか御質疑ありませんか。別に御質疑はないようでありますから、本日はこの程度にとどめまして、次会は明後七日午後一時から開会することといたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時三十二分散会

昭和二十七年三月八日印刷

昭和二十七年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷行